

別紙 衛生委員会議事録 作成上の留意点

I. 議事録の記録・保存と周知

労働安全衛生規則第 23 条第 4 項は、事業者に対し、委員会の開催の都度、①委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容、②これらのほか委員会における議事で重要なものを記録し、3 年間保存することを求める。したがって、保存版には、各議題ごとにこの 2 つの事項を区別して記録する。

労働安全衛生規則第 23 条第 5 項は、産業医が衛生委員会又は安全衛生委員会に対し、従業員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる旨を定める。労働安全衛生規則第 23 条第 4 項の記録・保存義務と混同しない。

労働安全衛生規則第 23 条第 3 項が求めるのは「議事の概要」の周知であり、保存版議事録全文の周知ではない。健康情報等を含む場合は、個人を特定しない周知版を別に作成する。

II. 委員構成・委員の選び方

1. だれを委員に指名するか

衛生委員会の委員は、次の 4 つの区分の者で構成し、いずれも事業者が指名する（労働安全衛生法第 18 条第 2 項）。まず自社の実情に当てはめて、各区分に該当する者を洗い出すところから始める。

区分① 総括安全衛生管理者、又は、事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者。工場長、支店長、営業所長、施設長など、その事業場の運営を統括する立場の者を指す。この区分の委員は 1 人とされ、議長となる（同条第 4 項が準用する労働安全衛生法第 17 条第 3 項）。

区分② 衛生管理者のうち事業者が指名した者。すでに選任している衛生管理者の中から指名する。

区分③ 産業医のうち事業者が指名した者。通常は、当該事業場で選任している産業医を指名する。なお、常時 1,000 人以上の従業員を使用する事業場、又は労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる有害業務に常時 500 人以上の従業員を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならないため、委員の指名に先立って選任要件を確認する。

区分④ 衛生に関し経験を有する当該事業場の従業員のうち事業者が指名した者。現場の作業実態を把握している班長・主任、健康診断や安全衛生の事務を担当している総務・人事の担当者、衛生推進者、救護・防火の担当者などが典型である。「経験を有する」ことに資格は不要であり、職場の衛生に関わってきた者であれば足りる。

補足（任意に追加できる委員） 当該事業場の従業員で、作業環境測定を実施している作業環境測定士である者は、委員として追加して指名することができる（労働安全衛生法第18条第3項）。化学物質、粉じん、騒音等の作業環境管理を重点的に扱う事業場では、追加を検討する。

2. 議長以外の半数は従業員側の推薦で決める

区分①の委員（議長）を除く委員の半数については、事業場に従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、ないときは従業員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない（労働安全衛生法第18条第4項が準用する同法第17条第4項）。会社が委員を一方的に人選すると、職場の実態や従業員の声が調査審議に反映されないためであり、「議長を除いた残りの半分は、従業員側が推した人にする」というのが制度の趣旨である。結果として労使が同程度の人数になることから、実務では労使同数と説明されることが多い。

具体例を示す。委員を議長1人＋他4人の計5人とする場合、議長を除く4人のうち2人を推薦に基づいて指名する。法令は区分②から区分④のいずれを推薦枠とするかを限定していないが、実務上は、区分④の従業員委員を2人置き、その2人を推薦に基づいて指名する形が最も分かりやすい。推薦依頼文、推薦をした者、推薦日及び事業者の指名日を記録して保存する。

推薦をする側の要件にも注意を要する。過半数代表者は、①管理監督者でないこと、②衛生委員会の委員の推薦を行う者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手等の民主的な手続により選出された者であることを要する（労働基準法施行規則第6条の2に定める過半数代表者の要件に準じた運用であり、当事務所の推奨である）。会社が指名した者を「従業員代表」として推薦させることはできない。

3. 人数・任期の決め方

委員の総数について法令上の定めはない。区分①が1人であること、及び議長以外の半数を推薦に基づいて指名することから、議長を含めて奇数（5人、7人等）とすると半数の計算が明確になる。任期についても法令上の定めはないが、衛生に関する規程において1年又は2年と定め、改選の時期と手続を明記しておくことを推奨する。

4. 選任にあたって記録しておく事項

- ①各委員の氏名、所属、役職、及びどの区分の委員として指名したか
- ②推薦に基づいて指名した委員が誰であるか
- ③推薦をした労働組合の名称、又は過半数代表者の氏名及びその選出方法・選出日
- ④各委員の指名日

これらは、後に委員会の構成の適法性が問われた場合に、適正を示す資料となる。第1回開催時の議事録に添付し、委員の交代のたびに更新する。

5. よくある誤解

「使用者側と従業員側を同数にしなければならない」 法令上の枠組みは「議長以外の委員の半数を推薦に基づいて指名する」ことであり、管理職か否かで枠を分ける規定はない。ただし前記2のとおり、結果として労使が同程度の人数となることが多い。

「管理職は従業員側の委員になれない」 法令上の制限はない。もともと、推薦の趣旨が職場の意見の反映にあることから、人事権を有する者を推薦枠に入れる運用は趣旨に沿わないと考えられる。日本マクドナルド事件（東京地方裁判所平成20年1月28日・労働判例953号10頁）は労働基準法第41条第2号の管理監督者性に関する判断であって、委員の推薦枠を直接定めるものではないが、役職名にとらわれず実質的な職務・権限・責任、労働時間の裁量及び待遇をみるという判断枠組みは、誰を推薦枠に入れるかを検討する際の参考となる。

「従業員が50人未満なら何もしなくてよい」 衛生委員会の設置義務はないが、安全又は衛生に関する事項について関係従業員の意見を聴くための機会を設けなければならない（労働安全衛生規則第23条の2）。朝礼や既存の会議体を活用し、意見聴取の事実を記録に残す。

Ⅲ. 付議事項の整理

労働安全衛生規則第22条は、労働安全衛生法第18条第1項第4号の「労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項」に含まれる事項として、次の12号を定める。事業場の実情に応じ、毎回の付議事項を選択する。第7号（健康診断結果と対策）、第9号（長時間労働対策）及び第10号（精神的健康の保持増進対策）は多くの事業場で頻度が高く、優先的に組み入れることが多い。第1号（衛生規程）、第3号（衛生計画）、第4号（衛生教育計画）は年間計画のなかで審議時期を定め、第2号、第5号、第6号、第8号、

第 11 号、第 12 号は該当事象の発生時に議題化する。

第 1 号	衛生に関する規程の作成
第 2 号	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち衛生に係るもの
第 3 号	安全衛生に関する計画（衛生に係る部分）の作成、実施、評価及び改善
第 4 号	衛生教育の実施計画の作成
第 5 号	有害性の調査及びその結果に対する対策の樹立
第 6 号	作業環境測定の結果及び評価に基づく対策の樹立
第 7 号	健康診断、診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立
第 8 号	従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成
第 9 号	長時間にわたる労働による健康障害の防止を図るための対策の樹立
第 10 号	労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立
第 11 号	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 8 項の規定により講ずる措置に関すること並びに同条第 3 項及び第 4 項の医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること
第 12 号	行政機関から文書により受けた命令、指示、勧告又は指導のうち健康障害の防止に関する事項

なお、労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策、健康の保持増進を図るための基本となるべき対策及び衛生に係る労働災害の原因・再発防止対策は、労働安全衛生法第 18 条第 1 項第 1 号から第 3 号を参照する。

IV. 情報通信機器を用いた開催

令和 2 年 8 月 27 日基発 0827 第 1 号により、情報通信機器を用いた開催では、①委員が容易に利用できること、②映像・音声等の送受信が常時安定し、委員相互の円滑な意見交換等が可能であること、③個人情報の外部漏えい及び外部からの不正アクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。

原則として、対面開催と同様に、委員相互の円滑な意見交換等が即時に行われ、必要な事項について十分な調査審議が尽くされる方法で開催する。音声通信又はチャットを用いる場合も、資料を確認でき、十分な調査審議が可能であることを要する。

電子メール等の即時性のない方法は、①資料送付後に十分な検討期間を設けること、②質問・意見及び議論の経緯を全委員が確認できるよう速やかに共有すること、③意見表明がない委員に資料確認状況及び意見提出の意思を確認すること、④異なる意見の調整に必要な担当者等をあらかじめ定めること等を、委員会であらかじめ定め、十分な調査審議が可能な場

合に限り用いる。

単なる書面回覧又は持ち回りで、委員相互の意見交換、未回答者の確認及び意見調整の手続を伴わないものは、委員会の開催には当たらない。開催方法を問わず、上記の記録事項を保存し、議事の概要を周知する。

V. 根拠資料（令和 8 年 8 月 16 日確認）

労働安全衛生規則第 22 条及び労働安全衛生規則第 23 条（厚生労働省法令等データベース、本文及び続頁）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74003000&dataType=0&pageNo=1

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74003000&dataType=0&pageNo=2

労働安全衛生法第 13 条、労働安全衛生法第 17 条及び労働安全衛生法第 18 条（e-Gov 法令検索）

<https://laws.e-gov.go.jp/api/1/lawdata/347AC0000000057>

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和 2 年 8 月 27 日基発 0827 第 1 号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc5324&dataType=1&pageNo=1

管理監督者に関する裁判例（日本マクドナルド事件を含む、厚生労働省）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/hanrei/shogu/kantoku.html>

以上